平成２０年（フ）第３６６１号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社ザ・ピース・インターナショナル
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２８号
大阪市中央区内本町１丁目１番５号
破産者　オーキッドトレーディング株式会社
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３０号
大阪市東住吉区矢田４丁目９番16号
破産者　株式会社倉橋工業
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７３号
大阪市平野区長吉六反１丁目１番66号
破産者　株式会社世木商店
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３７号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目10番23号
破産者　有限会社遠田工務店
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０２号
大阪府豊中市熊野町４丁目15番21号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市点野１丁目20番３号
破産者　日本エルゼ株式会社
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８７１号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―208号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西成区玉出東１丁目３番10―101号
破産者　有限会社モック土木
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２１号
大阪市北区南森町１丁目２番５号
破産者　株式会社ノリタケ
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２６号
長野県松本市大字島立861番地１
破産者　有限会社ゴッズカンパニー
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９号
大阪府松原市北新町５丁目２番９号
破産者　**鄒**渡　浩明
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
神戸市長田区房王寺町３丁目２番３号
破産者　有限会社羽生ガラス
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
兵庫県宝塚市旭町２丁目３番18号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県宝塚市旭町３丁目１番８号
破産者　ホビースト株式会社
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１号
和歌山県日高郡印南町大字南谷304番地
破産者　株式会社前田組
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１３号
和歌山県御坊市野口366番地８
破産者　有限会社前田
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第６７０号
岡山市中区乙多見141番地３、開始決定時の住所岡山市中区東川原357番地９　フレグランス片山Ａ102号
破産者　疋田　康江（旧姓逸見）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４号
山口県長門市油谷新別名24番地２
破産者　有限会社雅土木
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２０号
北海道札幌市中央区南七条西25丁目８番１号
破産者　株式会社香草
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
東京都青梅市勝沼３丁目109番地
破産者　有限会社峯岸木工
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９４号
東京都青梅市勝沼３丁目109番地
破産者　峯岸　正利
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９０５号
横浜市港南区大久保２丁目２番28号
破産者　有限会社エスエスプランニング
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２号
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊161番地３
破産者　有限会社コープ津南
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
滋賀県大津市打出浜11番34号
破産者　奥村水産株式会社
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部